

杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンター活動器材利用取扱要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、杉並ボランティアセンター（以下「センター」という。）
所有の活動器材の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動器材)

- 第2条 利用することのできる活動器材は、別表1のとおりとする。

(活動器材の管理)

- 第3条 活動器材の管理は、センターが行う。

(利用)

- 第4条 前条の活動器材を利用できるものは、センターに団体登録を行っている団体とする。

(利用手続)

- 第5条 器材を利用しようとする団体は、原則としてセンターに1か月前から1日前までに、電話、メール又は窓口で申し込まなければならない。
- 2 センターは、前項の申し込みを受け、支障がないと認めたときは予約受付をする。
 - 3 器材を利用しようとする団体は、活動器材を利用するとき及び利用終了後は、直ちにセンター職員に報告するものとする。

(利用料)

- 第6条 活動器材の利用に要する費用は、別表2のとおりとする。

(利用団体の責務)

- 第7条 利用者は、活動器材を使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) センターの指示に従うこと。
 - (2) 活動器材は、丁寧に取り扱うとともに無駄のないよう使用すること。
 - (3) 活動器材の利用を終了したときは、電源を切る等、使用前の状態に戻すこと。

(利用時間)

- 第8条 持ち出し以外の活動器材の利用時間は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。
- 2 活動器材を持ち出して利用するときは、日を単位として、利用終了後速やかにセンターへ返却する。

付 則

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

別表 1

1 プリンター

EPSON	Sure Color T5250 (カット紙) A0～A4対応 (ロール紙) 最大ロール紙長：15m ロール紙幅：254mm～914mm	1台
-------	---	----

2 印刷機

理想科学工業株式会社	RISOGRAPH MD5650	B5～A3	1台
------------	------------------	-------	----

3 点字プリンター

有限会社ジェイ・ティー・アール	ESA919	1台
-----------------	--------	----

4 液晶プロジェクター

セイコー・エプソン株式会社	EPSON EMP-82	1台
---------------	--------------	----

5 紙折り機

株式会社ライオン事務機	LION LF-A600	1台
-------------	--------------	----

6 着ぐるみ

人形処 わ久い	くま	1体
---------	----	----

別表 2

1 プリンター (EPSON SC-T5250)

	黒使用時	カラー使用時
1 m	400円	500円

2 リソグラフ (RISO MD5650)

原紙代	1版	50円
インク	1～30枚	0円
	31～60枚	10円
	61～90枚	20円

91枚以降30枚毎に10円加算

3 点字プリンター (JTR ESA919)

B5	1枚	3.5円
B5 (両面打ち)	1枚	4.5円
A4 (ミシン目あり)	1枚	5円
用紙持ち込み	1枚	1円

4 液晶プロジェクター (EPSON EMP-82)

室内	無料
持ち出し	3,000円

*減価償却の算出による

5 着ぐるみ (人形処 わ久い くま)

		一般	社協会員
持ち出し	2泊3日	2,000円	1,000円
	延長1泊ごと	1,000円	1,000円
付属消耗品			
マスク	1枚	500円	

*1枚は無料

受付番号 _____

課 長	所 長	担 当

活動器材使用申請書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請書	氏 名		電話	()
			FAX	()
			E-MAIL	
	住 所			

使用期間	年 月 日 () : ~ 月 日 () :			
使用団体				
代表者	氏 名		電話	()
			FAX	()
			E-MAIL	
	住 所			
使用目的 (内 容)				借りるものに○を ☐ プロジェクター ☐ 着ぐるみ くま
備 考				利用料金 円

事務局記入欄	器材状況	返却日	月 日	確認者